

靖国神社問題に対する司法判断、国立追悼施設の建設問題

I 首相の靖国参拝：2勝7敗の司法判断

- 1 靖国参拝第1次大阪訴訟 大阪地裁 2004年2月27日判決
- 2 靖国参拝第1次大阪訴訟 大阪地裁 2004年2月27日判決＝確定
- 3 靖国参拝違憲確認等請求事件 松山地裁 2004年3月16日判決
- 4 *九州靖国訴訟 福岡地裁 2004年4月7日判決＝確定
- 6 損害賠償請求事件 千葉地裁 11月25日判決
- 7 損害賠償請求事件 那覇地裁 2005年1月28日判決
- 8 東京高裁 2005年9月25日判決＝6の控訴審
- 9 *大阪高裁 2005年9月30日判決＝5の控訴審

「本件各参拝の違憲性について (1) 憲法 20 条 3 項にいう宗教的活動の意義

一般に政教分離原則とは、国家は宗教そのものに干渉すべきではないとする、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を意味するものとされているところ、我が国では、大日本帝国憲法においても信教の自由を保障する規定（28 条）が設けられてはいたが、その保障は、『安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ』という制限を伴っていただけでなく、国家神道に対し事実上国教的な地位が与えられ、時としてそれに対する信仰が強制され、あるいは一部の宗教団体に対し厳しい迫害が加えられたこと等もあって、同憲法の下における信教の自由の保障は不完全なものにとどまった。日本国憲法は、上記歴史的経過に鑑み、信教の自由を無条件に保障することとし、更にその保障を一層確実なものとするため、政教分離規定を設けた。元来我が国においては、各種の宗教が多面的、重層的に発達、併存してきており、このような宗教事情の下で信教の自由を確実に実現するためには、単に信教の自由を無条件に保障するのみでは不十分であり、国家といかなる宗教との結びつきをも排除するため、政教分離規定を設ける必要性が大きかった。これらの点に鑑みると、憲法は、政教分離規定を設けるに当たり、国家と宗教との完全な分離を理想とし、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を確保しようとしたものと解すべきである。

もともと、元来、政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であって、信教の自由そのものを直接保障するものではない。そして、国家が社会生活に規制を加え、あるいは教育、福祉、文化などに関する助成、援助等の諸施策を実施するに当たって、宗教とのかかわり合いを生ずることを免れない。したがって、政教分離規定の保障の対象となる国家と宗教との分離にも自ずから一定の限界があり、政教分離原則が現実の国家制度として具現される場合には、それぞれの国の社会的・文化的諸条件に照らし、国家は実際上宗教とある程度のかかわり合いを持たざるを得ないことを前提とした上で、そのかかわり合いが、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で、どのような場合にどのような限度で許されないこととなるかが問題とならざるを得ない。このような見地から考えると、憲法の政教分離規定の基礎となり、その解釈の指導原理となる政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とかかわり合いを持つことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらし行為の目的及び効果に鑑み、そのかかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合に、これを許さないとするものと解すべきである。

上記政教分離原則の意義に照らすと、憲法 20 条 3 項にいう宗教的活動とは、およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いを持つすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが上記相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであって、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである。その典型的なものは、宗教教育のような宗教の布教、教化、宣伝等の活動であるが、そのほか宗教上の祝典、儀式、行事等であっても、その目的、効果が上記のようなものである限り、当然これに含まれる。そして、ある行為が宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の外形的側面のみならず、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断すべきである。

(2) そこで、上記見地から、本件各参拝が、憲法 20 条 3 項によって禁止されている国又はその機関の宗教的活動に当たるものであるか否かについて検討する。

ア 靖國神社の性質（略）

イ 本件各参拝の目的

本件各参拝は、このような宗教団体である被控訴人靖國神社の備える礼拝施設である靖國神社において、しかもその祭神のご神体を奉安した本殿において、祭神に対し、一礼する方式で拝礼することにより、畏敬崇拝の気持ちを表したものであって、被控訴人小泉としても当然そのような意識をもって参拝したものと認められるから、本件各参拝は客観的に見て極めて宗教的意義の深い行為というべきである。また、本件各参拝に関しては、被控訴人小泉が参列すべき親族、知人等の冠婚葬祭その他の私的な行事のためであったとか、また習俗ないし習慣として宗教的意識が希薄なものであったとする事情も窺えない。

もっとも、被控訴人小泉の本件各参拝前後の談話、所感、発言によると、上記のとおり、被控訴人小泉は、本件各参拝について、政治家として、自民党総裁選の時に公約とした内閣総理大臣としての靖國神社への公的参拝を実現すること及び靖國神社を戦没者追悼の中心的施設とする意見を踏まえ、日本の歴史を受け止め、戦没者に反省と哀悼の意を捧げることなどを参拝の目的とするものであって、これは日本の為政者としての政治的な目的が主たる目的であることを表しているものである。この点について、平成14年3月28日参議院厚生労働委員会における政府参考人（内閣官房内閣参事官）は、靖國神社への公式参拝について、『国民や遺族の多くが、靖國神社を我が国における戦没者追悼の中心的施設であると、靖國神社において国を代表する立場にある者が追悼を行うことを望んでいるという事情を踏まえて、専ら戦没者の追悼という宗教とは関係のない目的で行うものであり、かつ、その際、追悼を目的とする参拝であることを公にするとともに、神道儀式によることなく、追悼行為としてふさわしい方式によって追悼の意を表すことによって宗教上の目的によるものでないことが外観上も明らかである場合には、憲法20条3項の規定に違反する疑いのない参拝、つまり公式参拝である』旨発言している。

しかし、戦没者追悼自体が、必ずしも宗教上の目的によるものではなく、靖國神社が戦没者追悼の中心的施設と見る者が多数いるという事情があり、本件各参拝に、上記戦没者追悼を含む政治的な目的があったとはいっても、本件各参拝の核心部分は、靖國神社の本殿において、祭神と直に向き合って拝礼するという極めて宗教的意義の深い行為である。また、追悼という行為は、宗教的な畏敬崇拝行為に相通じやすい面があり、現に宗教上の礼拝行為に含めて行われることも多いのであるから、追悼行為を、神社において祭神を対象とする時は、宗教的な観念による畏敬崇拝行為と一体として受け取られるべきものである。他方、戦没者の追悼自体は、被控訴人小泉自身、8月15日には全国戦没者追悼式に出席して式辞を述べているように、靖國神社に参拝しなければ実施できないものではない。したがって、被控訴人小泉において、上記政治的目的の故に、本件各参拝のうち拝礼時等において、祭神への畏敬崇拝の気持ちを有しなかったとか、これを表さなかったとは到底いえないのであって、本件各参拝は、上記政治的目的にかかわらず、その深い宗教的意義を否定できないというべきである。

さらに、本件各参拝を受け容れた被控訴人靖國神社においてはもちろん、一般人においても、本件各参拝が、靖國神社本殿において、祭神に拝礼するものであることを考えると、単に戦没者追悼のためだけの行為とは捉えず、祭神を畏敬崇拝する宗教的意義の深い行為と受け取るべきものである。

次に、本件各参拝の態様について、拝礼は神道形式である『二拝二拍手一拝』ではなく、一礼したのみであって、靖國神社のいわゆる正式参拝ではないが、靖國神社においても、正式参拝以外の社頭参拝を認めており、本件各参拝は社頭参拝に比べて宗教的意義がより深いと見られる本殿での拝礼によっていること、被控訴人靖國神社においても、本件各参拝に十分宗教的意義を認めていることに照らすと、上記参拝の態様から、宗教的意義が浅いと見ることはできない。

ウ 本件各参拝の効果

本件各参拝は、上記のとおり、内閣総理大臣の職務を行うについてなされた公的性格を有するものであり、しかも、靖國神社の本殿において行われている。さらに、被控訴人小泉は、本件各参拝を3度にわたって行ったほか、1年に1度参拝を行う旨意志を表明し、現に4度目の参拝も実行し、国内外に強い批判があるにもかかわらず、あえてこれを実行し、継続している。このように、被控訴人小泉の参拝実施の意図は強固であった。以上については、本件各参拝の態様、本件各参拝に至る経緯、本件各参拝前後の被控訴人小泉の発言等から、一般人においても容易に知りうるところであった。

そして、以上に加え、被控訴人小泉が、靖國神社以外の宗教団体、神社、仏閣等に公的参拝したことを認めるに足る証拠はないことも考え合わせると、本件各参拝が、国又はその機関が靖國神社を特別視し、あるいは他の宗教団体に比べて優越的地位を与えているとの印象を社会一般に生じさせ、靖國神社という特定の宗教への強い社会的関心を引き起こし

たことは容易に推認されるところである。これに加え、上記 2 (1) エ認定のとおり、本件第 1 参拝の行われた平成 13 年 8 月には、靖国神社に例年より多くの参拝者があり、そのインターネットホームページへのアクセス数が急増したことによっても、本件各参拝が被控訴人靖国神社の宗教を助長、促進する役割を果たしたことが窺える。

エ まとめ

以上のとおりであるから、本件各参拝は、極めて宗教的意義の深い行為であり、一般人がこれを社会的儀礼にすぎないものと評価しているとは考え難いし、被控訴人小泉においても、これが宗教的意義を有するものと認識していたものといふべきである。また、これにより、被控訴人国が宗教団体である被控訴人靖国神社との間のみ意識的に特別の関わり合いをもったものといふべきであって、これが、一般人に対して、被控訴人国が宗教団体である被控訴人靖国神社を特別に支援しており、他の宗教団体とは異なり特別のものであるとの印象を与え、特定の宗教への関心を呼び起こすものといわざるを得ず、その効果が特定の宗教に対する助長、促進になると認められ、これによってもたらされる被控訴人国と被控訴人靖国神社との関わり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものといふべきである。したがって、本件各参拝は、憲法 20 条 3 項の禁止する宗教的活動に当たると認められる。」

II 追悼・平和懇『報告書』の意味するもの

*南守夫『『ノイエ・ヴァッヘ』の歴史的意味』田中伸尚編『国立追悼施設を考える』樹花舎、2003 年所収

<宗教性の排除> 無宗教の国立追悼施設の必要性を提起したことの意義 (第 3 の 5)。

<追悼対象の拡大、または死者の選別の否定 (第 3 の 3) >

<外国の死者の追悼 (第 3 の 3) > 『報告書』が、「戦争の惨禍」に思いを致すという視点に立って、日本人と外国人の区別を否定したことの意味は重要である。

<報告書の基本的限界、侵略戦争の認識の欠如> 「明治維新以降日本の係わった対外紛争 (戦争・事変)」が、植民地支配と侵略のための行為だったという明確な認識が示されていない。

「歴史の一義的な解釈」をしないことの居直りの弁明 (第 2 の 3)。国民の「一人一人の心の中にある個性豊かな『戦争と平和』の思い」とは一体何か。村山談話の無視は、海外向けと国内向けのダブルスタンダードではないか。「加害者と被害者の同列化」は、日本国家の侵略政策の責任を曖昧化する。

<A 級戦犯刑死者問題> (第 3 の 4) 自然災害としての戦争。「不幸な戦争」観。

<戦争悲劇論批判> 山崎正和の戦争悲劇論、運命論的歴史観。アジアの被害者への視点の欠落。

<靖国神社との関係> (第 4) 靖国神社と、「戦争の惨禍に思いを致して不戦の誓いを新たにす」という国立追悼施設の趣旨は論理的に「両立」しない。政治的な妥協として「両立」するのみである。

<戦後死者の追悼問題> (第 3 の 1) (第 2 の 2) 過去の侵略戦争や植民地支配の犯罪性・加害者性を曖昧にする働き。今後予想される「国際貢献」や「対テロ」活動等の死者も追悼対象となっていく。新しい戦死者の受け皿としての位置づけ。

<国家による追悼の是非、国民国家論> 国家による死者の追悼は個人の生死を国家が意味づけることになり、国立追悼施設は個人を再び戦争に動員するために利用される。英雄として (「英霊」として「顕彰」するか、または犠牲者として「哀悼」するか。

戦争による死者への哀悼は、それが誠実なものならば、その遺族および生存している被害者への補償の取り組みと必然的に結びつくもの。靖国社的な追悼のあり方を否定する国立追悼所の建設。東アジア地域における国民国家間の対立を緩和し、平和的で互恵的な国際関係の形成のための日本側からの意味のある一歩。

【追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会 報告書 (2002 年 12 月 24 日)】

第 1 はじめに

本懇談会は、昨年 12 月 14 日、内閣官房長官から、何人もわだかまりなく戦没者等に追悼の誠を捧げ平和を祈念することのできる記念碑等国の施設の在り方について、国の施設の必要性、種類、名称、設置場所等につき幅広く議論するよう要請を受け、今日までおよそ 1 年をかけて検討を重ねてきた。本報告書は、その検討結果をまとめたものである。

もとより、本懇談会で検討した事項は、いずれも、国民的な議論を踏まえ、最終的には政府の責任において判断されるべき重要な事柄である。

本懇談会としては、21世紀を迎えた今日、国を挙げて追悼・平和祈念を行うための国立の無宗教の恒久的施設が必要であると考えに至ったが、施設の種類、名称、設置場所等の検討項目については、実際に施設をつくる場合にその詳細を検討すべき事柄であることから意見を取りまとめるのは時期尚早であると考え、将来、施設をつくることとなった場合の議論の参考に資するため、施設の概要を指摘するにとどめることとした。

第2 追悼・平和祈念施設の必要性

1 なぜ、今、国立の追悼・平和祈念施設を必要とする時期が来たと考えるのであろうか。

日本の戦後に即して言えば、先の大戦の終結を意味する講和・独立から約半世紀、そしていわゆる冷戦終結から約10年がたち、グローバル化の進む中、新たな国際社会形成の動きが見られるようになってきている。また、いわゆる9・11テロに見られるような世界平和への新たな挑戦が生まれている現在、平和についての国民の関心も高まってきている。さらに、近隣諸国等も、国際社会における日本の今後の在り方に注目している。

このように、日本をめぐる内外の環境は大きな変革期の真只中にある。こうして迎えた21世紀の初頭であるからこそ、「戦争と平和」にこれまで以上に思いを致し、日本が平和を積極的に求め行動する主体であることを、世界に示す好機と考える。

国内においても、とりわけ戦争も戦後の混乱等も知らない世代が国民の大半になることが予想される今こそ、この若い世代へ向けて、「戦争と平和」に思いを巡らし、「平和国家」日本の担い手としての自覚を改めて促す節目のときに違いない。

要するに、国際社会の中で自ら一人のみで生きる国家という在り方がもはや困難になっている今日、日本は、他国との共生を当然の前提としつつ、追憶と希望のメッセージを国家として内外に示す必要がある。

2 ではなぜ国家がそのようなメッセージを示すのに施設をつくる必要があるのであろうか。

そもそも国家は多様な機能を持っており、時と場合によって国民に様々な作用を及ぼす。中でも、戦後の日本国家は、国民の生命、財産等に関し基本的人権を戦前の日本国家よりもはるかに明確に保障し、日本国憲法の下で「平和国家」として再生した。したがって、平和こそが日本の追求すべき国益であることが自明の理となった。

にもかかわらず、「戦争と平和」に関する戦前の日本の来し方について、また、戦後の国際的な平和のための諸活動の行く末について、戦後の日本はこれまで国内外に対して必ずしも十分なメッセージを発してこなかった。

そこで、日本が、国際的な平和のための諸活動はもとより、国際平和の構築へと積極的な一歩を踏み出そうとしている今日、21世紀の日本は国家として平和への誓いを内外へ発信すべきである。

この未来への平和構築への活動を精神的に保障するものとして、当然のことながら、過去の戦争への深い思いが厳然として存在する。

言うまでもなく、明治維新以降日本の係わった対外紛争（戦争・事変）（以下、「戦争」と略称）における死没者は極めて多数に上る。特に、苛烈を極めた先の大戦では、幾多の尊い生命が失われただけでなく、一命をとりとめた者にも、生涯癒すことのできない深い傷跡と後遺症を残し、今なお数多くの人々に深い苦しみと悲しみを与えている。

また、戦後、日本は、日本国憲法に基づき、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、日本と世界の恒久平和を希求するようになったが、その後も日本の平和と独立を守り国の安全を保つための活動や日本の係わる国際平和のための活動における死没者が少数ながら出ている。

私たちは、このような事実を決して忘れてはならず、日本の平和の陰には数多くの尊い命があることを常に心し、日本と世界の平和の実現のためにこれを後世に継承していかなければならない。

先の大戦による悲惨な体験を経て今日に至った日本として、積極的に平和を求めるとに行わなければならないことは、まずもって、過去の歴史から学んだ教訓を礎として、これらすべての死没者を追悼し、戦争の惨禍に深く思いを致し、不戦の誓いを新たにす上で平和を祈念することである。

これゆえ、追悼と平和祈念を両者不可分一体のものと考え、そのための象徴的施設を国家として正式につくる意味があるのである。

3 同時に注意すべきは、日本は、民主主義国家として当然ではあるが、国家として歴史や過去についての解釈を一義的に定めることはしない。むしろ国民による多様な解釈の可能性を保障する責務を持つ。したがって、国民は、一人一人の

心の中にある個性豊かな「戦争と平和」の思いを、国が提供する追悼・平和祈念の象徴的施設に赴くことによって、改めて認識し直す契機を持つこととなる。

総じて言えば、この施設において、国民は一人一人、死没者を悼み、戦争の悲惨を思い、平和構築への思いを新たにすることになる。

4 かくて、何人もわだかまりなくこの施設に赴いて追悼・平和祈念を行うことが、ごく自然の国民感情として可能となると思われる。

第3 追悼・平和祈念施設の基本的性格

1 この施設は、日本に近代国家が成立した明治維新以降に日本の係わった戦争における死没者、及び戦後は、日本の平和と独立を守り国の安全を保つための活動や日本の係わる国際平和のための活動における死没者を追悼し、戦争の惨禍に思いを致して不戦の誓いを新たに、日本及び世界の平和を祈念するための国立の無宗教の施設である。

2 日本と世界の平和を実現したいという日本国民の希望を今こそ国の名において内外に明らかにすべきであると考えた理由は、前述のとおりであるが、ただ平和を祈念するだけでは単なる願望にとどまってしまう。

平和祈念は、当然、将来に向かって平和の実現のために努力するという意志を内容とするものでなければならない。そのためには、バランスの取れた安全保障政策並びに様々な国際的な平和構築の活動を行うことによって、国として武力行使の原因となる諸要因を除去することに全力を挙げるといふ決意を明らかにしなければならない。

このような平和祈念は、日本人としては当然過去に日本が係わった戦争の惨禍に思いを致すところから出発することになる。その残酷さ、悲惨さは、直接体験した者でなくとも、よく考えれば推察できるであろう。しかし、その中で最も重要なのは、戦争により掛け替えのない命を失った非常に多くの人のことである。その死の持つ意味の深刻さは、単に本人のみにとどまるものではない。大切な人を失った家族の悲しみ、生活上の困窮などにまで思いを致さなければ、その本当の意味は理解できないであろう。今平和の真只中にある私たちにとっては、そのような事実を直視し、その死を思っ胸を痛めること、すなわち追悼することなしには本当の平和の意味も分からないのではない。これらを踏まえてこそ、不戦の誓いや平和祈念に深さが出てくるのである。

3 追悼の対象は、国のために戦死した将兵に限られない。空襲はもちろん、戦争に起因する様々な困難によって沢山の民間人が命を失った。これらの中には既存の慰霊施設による慰霊の対象になっていない人も数多い。

さらに、戦争の惨禍に思いを致すという点では、理由のいかんを問わず過去に日本の起こした戦争のために命を失った外国の将兵や民間人も、日本人と区別するいわれはない。戦後について言えば、日本は日本国憲法により不戦の誓いを行っており、日本が戦争することは理論的にはあり得ないから、このような戦後の日本にとって、日本の平和と独立を害したり国際平和の理念に違背する行為をした者の中に死没者が出て、この施設における追悼対象とならないことは言うまでもない。

4 この施設における追悼は、それ自体非常に重いものであるが、平和祈念と不可分一体のものであり、そのみが独立した目的ではない上、「死没者を悼み、死没者に思いを巡らせる」という性格のものであって、宗教施設のように対象者を「祀る」、「慰霊する」又は「鎮魂する」という性格のものではない。したがって、前述のような死没者一般がその対象になり得るといふにとどまり、それ以上に具体的な個々の人間が追悼の対象に含まれているか否かを問う性格のものではない。祈る人が、例えば亡くなった親族や友人を悼むことを通じて戦争の惨禍に思いを馳せ、不戦の誓いを新たに、平和を祈る場としての施設を考えているのである。

5 この施設は、国が設立する施設とすべきであるから、日本国憲法第20条第3項及び第89条のいわゆる政教分離原則に関する規定の趣旨に反することのないよう、宗教性を排除した性質のものでなければならない。これは、何人もわだかまりなく追悼・平和祈念を行うことができるようにする観点からも要請されることである。

しかしながら、施設自体の宗教性を排除することがこの施設を訪れる個々人の宗教感情等まで国として否定するものではないことは言うまでもなく、各自がこの施設で自由な立場から、それぞれ望む形式で追悼・平和祈念を行うことが保障されていなければならない。

第4 追悼・平和祈念施設と既存施設との関係

我が国にはいわゆる戦没者追悼の重要な施設として、靖国神社、千鳥ヶ淵戦没者墓苑がある。本懇談会は、新たな国立の施設はこれら既存の施設と両立でき、決してこれらの施設の存在意義を損なわずに必要な別個な目的を達成し得るものであると考えた。その理由は、以下のとおりである。

1 靖国神社の社憲前文によれば、靖国神社は、「國事に殉ぜられたる人人を奉斎し、永くその祭祀を齋行して、その「みたま」を奉慰し、その御名を万代に顕彰するため」「創立せられた神社」とされている。これに対し、新たな国立の施設は、前述のような死没者全体を範疇とし、この追悼と戦争の惨禍への思いを基礎として日本や世界の平和を祈るものであり、個々の死没者を奉慰（慰霊）・顕彰するための施設ではなく、両者の趣旨、目的は全く異なる。

また、靖国神社は宗教法人の宗教施設であるのに対し、新たな施設は国立の無宗教の施設である。この性格の違いは、異なった社会的意義を保障するものである。

2 千鳥ヶ淵戦没者墓苑は、遺族に引き渡すことができない戦没者の遺骨を納めるために国が設けたものであり、ここに提案する新たな国立の施設とは、前同様に趣旨、目的は全く異なる。

第5 追悼・平和祈念施設をつくらしたる場合の施設の種別等

1 施設は大型の建造物ではなく、むしろ住民が気楽に散策できるような明るい公園風のスペースで、かなり大規模な集会ないし式典ができるような広場が在り、その一角に追悼・平和祈念にふさわしい何らかの施設が在ることが望ましい。

2 できれば都心あるいはその近くに在ることが望ましい。

3 従来戦争や宗教に係わりのあつた場所でないことが望ましい。

4 名称については、趣旨を明らかにした上で公募したらどうか。

5 この施設において政府主催の式典を行うかどうか、行うとして、どのような式典をいつ行うのかについては、政府で決定することが望ましい。